第七十六条の二第一項中「脱退一時金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」を加え、「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改め、同条第二項第一号中「（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）」を「その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第二号中「出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第二十七条第二項の規定による出国の証印をされた」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法附則第二十九条第一項第一号に該当しないことを明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が同号に該当しないことを確認したときを除く。）

第七十六条の三及び第七十六条の四第一項中「附則第二十九条第八項」を「附則第二十九条第九項」に改める。

第七十七条第二項第一号中「（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）」を「その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第七十八条の四を次のように改める。

（法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四　法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　次のいずれかに掲げる書類の添付

イ　当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書（第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）及び第二号改定者（同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するものの基礎年金番号が記載されたものに限る。）

ロ　請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた確定した審判の謄本又は抄本及び当該審判の申立てをした日を証する書類）

ハ　請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本（前条第二項の規定が適用される場合にあつては、請求すべき按分割合を定めた調停についての調停調書の謄本又は抄本及び当該調停の申立てをした日を証する書類）

ニ　請求すべき按分割合を定めた確定した判決の謄本又は抄本

ホ　請求すべき按分割合を定めた和解についての和解調書の謄本又は抄本

二　次に掲げる書類等の持参（第一号改定者又はその代理人（以下この号において「第一号代理人」という。）及び第二号改定者又はその代理人（第一号代理人を除く。以下この号において「第二号代理人」という。）が共に行うものに限る。）

イ　当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類（第一号改定者及び第二号改定者の氏名及び生年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するものの基礎年金番号が記載されたものに限る。）

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる書類等を持参する者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に規定する書類等

(1)　第一号改定者又は第二号改定者　当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、旅券若しくは住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）（以下このロにおいて「運転免許証等」と総称する。）又は当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

(2)　第一号代理人又は第二号代理人（以下このロにおいて単に「代理人」という。）　当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）並びに当該代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等又は当該代理人の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

2　前項第一号及び第二号に掲げる書類に記載した請求すべき按分割合に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合で記載されているものとみなす。

第七十八条の六第一項中「情報提供請求をする当事者」を「第一号厚生年金被保険者期間について情報提供請求をする当事者」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　当事者が、法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）について、他の実施機関に法第七十八条の四第一項の規定による情報提供請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。

第七十八条の六に次の一項を加える。

7　第五項の場合において、他の実施機関が情報提供請求当事者に法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供したときは、厚生労働大臣は、当該情報を提供したものとみなす。

第七十八条の十各号列記以外の部分中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、「事項」の下に「のうち厚生労働大臣に係るもの」を加え、同条第三号中「保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加える。

第七十八条の十一第一項中「標準報酬改定請求をする者（次項）」を「第一号厚生年金被保険者期間について標準報酬改定請求をする者（以下この条」に改め、「という。）は」の下に「、第七十八条の四第一項に規定する方法により」を加え、同条第二項中「、第七十八条の四第一項各号、第二項又は第六項に掲げる書類等のほか」を削り、同条に次の一項を加える。

3　請求者が、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間について、他の実施機関に標準報酬改定請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。

第七十八条の十二中「第二項及び第三項」を「第一項第二号」に改める。

第七十八条の十八各号列記以外の部分中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、「事項」の下に「のうち厚生労働大臣に係るもの」を加え、同条第三号中「保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加える。

第七十八条の十九第一項中「三号分割標準報酬改定請求をする者（次項）」を「第一号厚生年金被保険者期間について三号分割標準報酬改定請求をする者（以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3　請求者が、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間について、他の実施機関に三号分割標準報酬改定請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。

第七十八条の二十第二項中「求め」の下に「（実施機関たる厚生労働大臣に対して行われるものに限る。）」を加える。

第八十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（添付書類の特例）」を付し、第四章中同条の次に次の二条を加える。

第八十七条の二　第一章、第三章から第三章の三まで及び附則の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより厚生労働大臣が当該書類に係る事実を確認することができるときは、当該各章及び附則の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。

一　共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則様式第一号により共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を確認した書類

二　合算対象期間を明らかにすることができる書類

三　公的年金給付の支給状況に関する書類